



平成27年 5月22日

各 位

会 社 名 株式会社 ヤマックス  
代表者名 代表取締役社長 茂森 拓  
( J A S D A Q ・ 5 2 8 5 )  
問合せ先 取締役管理本部長 長岡 純生  
電 話 0 9 6 - 3 8 1 - 6 4 1 1

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成27年 5月22日開催の取締役会において、平成27年 6月25日に開催予定の当社第52回定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

平成27年 5月 1日施行の「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)において、業務執行を行わない取締役および社外監査役ではない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められましたので、その期待される役割を十分に発揮できるように定款第27条(取締役の責任免除)第2項および第35条(監査役の責任免除)第2項の規定を変更するものであります。

なお、定款第27条の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成27年 6月25日 (木)
定款変更の効力発生日	平成27年 6月25日 (木)

以 上

別紙

〈定款内容の変更〉

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の責任免除) 第27条 (条文省略)</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>(取締役の責任免除) 第27条 (現行どおり)</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>
<p>(監査役の責任免除) 第35条 (条文省略)</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>(監査役の責任免除) 第35条 (現行どおり)</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>